

兵庫県公報

令和5年12月12日 火曜日 第473号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 令和5年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（同）	4
○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（同）	5
公 告	
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	9
○ 同 上（北播磨県民局）	10
○ 同 上（同）	10
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	10

告 示

兵庫県告示第1191号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和5年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度 (ppm)			濃度別地点数	
			最高	最低	平均	0.4ppm超	0.4ppm以下
生野鉦山周辺	姫路市	1	—	—	0.32	0	1
	神崎郡 神河町	2	0.16	0.02未満	0.09	0	2
	同郡 市川町	2	0.23	0.08	0.16	0	2
	同郡 福崎町	2	0.09	0.08	0.09	0	2
	朝来市	3	0.32	0.02未満	0.17	0	3
	養父市	1	—	—	0.10	0	1
計		11				0	11

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前にはほ場の中央部及びその他4地点に生育している稲を採取して行う調査）である。調査地点数が1点の市町において、玄米中カドミウム濃度の最高欄及び最低欄に「—」を記載している。



兵庫県告示1192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県揖保川岩浦土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	佐田 勁	揖保郡太子町老原333番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山田 隆昭	揖保郡太子町竹広220番地



兵庫県告示第1193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

栗柄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	西澤 和義	丹波篠山市栗柄411番地
同	松尾 誠	同 市栗柄28番地
同	西澤 仁康	同 市栗柄576番地
同	石田 勝久	同 市栗柄732番地1

同	石田岩根	同	市栗柄342番地
同	梶川文夫	同	市栗柄914番地
同	風早喜久子	大阪市東住吉区北田辺2丁目12番15—903号	
同	田中雅男	丹波篠山市栗柄165番地1	
同	恒田正美	同	市栗柄1200番地
同	石田弘	同	市栗柄825番地
監事	佐野文一	同	市栗柄726番地
同	原田澄雄	同	市栗柄247番地

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

氏名

石田正史

田中雄一

石田岩根

西澤生容

田中博

田中雅男

石田典彦

井上誠

石田弘

細見真司

恒田正美

西村耕一

住所

丹波篠山市栗柄590番地

同 市栗柄195番地3

同 市栗柄342番地

同 市栗柄679番地

同 市栗柄297番地

同 市栗柄165番地1

尼崎市武庫之荘3丁目9番14号

ロイヤル武庫之荘コキン303

丹波篠山市栗柄925番地

同 市栗柄825番地

同 市栗柄855番地

同 市栗柄1200番地

同 市栗柄398番地

兵庫県告示第1194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年11月30日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	四ツ池地区	令和5年12月12日から 令和6年1月4日まで	加西市役所

兵庫県告示第1195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年11月30日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	国衙地区	令和5年12月12日から 令和6年1月4日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第1196号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
 設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 変更認可の年月日
 令和5年12月12日

兵庫県告示第1197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市計画課に持参、郵送又はインターネットにより縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 都市計画の種類及び名称
東播都市計画区域区分
- 都市計画を変更する土地の区域
明石市
- 都市計画の案の縦覧期間
令和5年12月12日から同月26日まで
- 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び明石市都市局都市総務課
- 意見書の提出
 意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。
 - 持参又は郵送による場合
 住所、氏名を記載し、兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。
 - インターネットによる場合
 「兵庫県電子申請システム共同運営システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス <https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1701049575534>

QRコード



兵庫県告示第1198号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称
三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和3年11月から令和10年6月まで
- 3 施行地区
三田市駅前町434番2、435番、435番3、436番3、441番1、441番2、443番、443番1、445番、445番1、445番2、445番3、451番1、451番2、452番1、452番3、453番1、453番3、454番1、454番3、454番4、454番5、454番6、454番7、454番8、454番9、454番10、454番11、454番12、454番13、454番14、454番17、454番18、455番1、455番2、455番3、455番4、455番5、456番1、456番5、456番6、464番1、464番2、464番3、464番4、464番5、465番、466番、467番1、467番2、467番3、467番4、467番5、467番6、467番7、467番8、467番9、469番1、470番1、470番2、470番3、470番4、471番2、471番3、471番5、471番6、471番7、479番、480番、480番1、481番1、481番2、481番3、481番4、481番5、481番6、481番7、481番8、481番9、481番10、481番11、481番12、481番13、483番2、483番3、483番4、483番5、485番1、485番2、485番3、485番4、486番1、486番2、487番1、487番2、487番3、487番4、487番5、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番12、488番2、489番1、490番1、490番2、490番3、490番4、490番5、490番6、491番1、491番2、491番3、491番4、491番5、491番6、491番7、491番8、491番9、491番10、491番11、491番12、492番1、492番2、492番3及び492番4
- 4 事務所の所在地
三田市駅前町10番11号
- 5 組合設立認可の年月日
令和3年11月15日
- 6 定款変更認可の年月日
令和5年12月1日

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
神崎郡福崎町山崎字コモイケ185番	田	1,516

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年3月25日	17年9か月7日	2,665円

- 5 意見書の提出
 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
- (1) 提出期限
 令和5年12月26日
- (2) 提出先
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
 兵庫県農林水産部総合農政課
- (3) 記載事項
 ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 オ 意見の趣旨及びその理由
 カ その他参考となるべき事項
- 6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。
 当該農地については、兵庫県（以下「県」という。）が所有者や耕作者の同意や費用負担を求めずに実施することが出来る農地中間管理機構関連農地整備事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業。以下「機構関連事業」という。）が行われることがある。
 機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
- (1) 事業施行地域内農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、県が機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日において、15年以上あること。
- (2) 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農地の区画整理、農道、農業用排水路、暗渠排水等により大区画化等高生産性ほ場の整備を行う基盤整備事業である。
- (3) 事業施行地域については、県が各市町・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 事業施行地域内農用地に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件を満たす場合に限り可能である。
- (5) 土地改良法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第2号のいずれかに掲げる者が、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき同法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、同法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、次に掲げる時を除き、特別徴収金（該当区域の工事に要した費用の相当額）が徴収される。
- ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- イ 事業施行地域内農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- ウ 農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、事業計画を定めた旨を公告した日から、当該農地中間管理権の存続期間と当該農業経営等の委託の期間とを合算した期間が15年以

上である場合
エ 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して特にやむを得ないと認める場合



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マルナカ広畑店
 所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番地2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 外1者	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 株式会社大創産業	広島市南区段原南一丁目3番52号 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	平尾健一 矢野靖二
株式会社オカノベーカリー 外1者	姫路市御国野町国分寺391	岡野良純
- 4 変更年月日
令和3年9月7日
- 5 届出年月日
令和5年10月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和5年12月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和6年4月12日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり

大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 カインズ姫路大津店
 所在地 姫路市大津区大津町一丁目50番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	梅田圭
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 名称 カインズ姫路店
 - イ 変更後
 名称 カインズ姫路大津店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
日鉄興和不動産株式会社	東京都港区赤坂一丁目8番1号	今泉泰彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	梅田圭
- 4 変更年月日
 令和5年8月1日 ほか
- 5 届出年月日
 令和5年10月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和5年12月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和6年4月12日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月12日



兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 三田駅前一番館  
 所在地 三田市駅前町2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 三田地域振興株式会社 三田市駅前町2番1号 龍見秀之  
 外10者
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 三田市 三田市三輪二丁目1番1号 森哲男  
 外10者
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 三田市 三田市三輪二丁目1番1号 田村克也  
 外10者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社ブックファースト 大阪市北区芝田二丁目1番8号 庄司和人  
 外13者
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社ブックファースト 大阪市北区芝田二丁目1番8号 佐藤大輔  
 外13者
- 4 変更年月日  
 令和5年8月8日 ほか
- 5 届出年月日  
 令和5年10月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和5年12月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年4月12日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 高砂市阿弥陀町阿弥陀字池ノ上1979番2、1979番10、1979番21、1979番23

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市百合丘30番地の2  
三幸殖産株式会社 代表取締役 福 島 順 史
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年3月23日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-20号（4高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市大村字城ノ前499番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市長田区北町二丁目5番地  
株式会社トヨタレンタリース兵庫 代表取締役 瀧 川 高 章
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年8月30日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-11号（5三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年12月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市緑が丘町本町一丁目268番、269番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都西東京市北原町三丁目2番22号  
株式会社アーネストワン 代表取締役 松 林 重 行
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年6月27日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-4号（5三木）

**病 院 局 公 告**

**政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和5年12月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

- 1 プロポーザルの概要
  - (1) 名称  
兵庫県立尼崎総合医療センターの清掃業務委託に係るプロポーザル
  - (2) 募集要領  
別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センター清掃業務委託業者募集要領」（以下「募集要領」という。）による。
  - (3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件でこの契約期間を更新するものとし、その後令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

(4) 履行場所

兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

2 参加資格

- (1) 日本国内において、過去5年以内に、手術室及び集中治療室等の清潔区域を有する一般病床200床以上の病院で、1年間以上の本業務の履行実績を有する者であること。
- (2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の規定を満たし、一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療関連サービスマーク（院内清掃）」の認定を受けていること。
- (3) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (7) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (8) 次のアからウに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。
  - ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
    - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - (ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(イ)に該当する者
  - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
  - ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が上記ア及びイのいずれかに該当する者

3 参加手続き

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号  
兵庫県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課  
電話 (06) 6480-7000

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和5年12月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和5年12月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和5年12月26日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、郵送又は電子メールとする。

イ 受付期間

令和5年12月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和5年12月26日（火）必着とする。

ウ 回答方法

令和5年12月13日（水）より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メールもしくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月16日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。郵送の場合は、令和6年1月16日（火）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを実施することができる。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター清掃業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター清掃業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Heike, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period:From April 1, 2024 through March 31, 2025

(4) Location: Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center buildings

(5) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Wednesday, December 13, 2023 through Tuesday, January 16, 2024

(6) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center, 2-17-77,

Higashinaniwa-cho, Amagasaki-City, Hyogo 660-8550

TEL (06)6480-7000